



# 愛媛県報

令和7年12月19日金曜日 第672号

発行 愛媛県

◇ 目 次 ◇  
告 示

- 保安林の指定の解除…………… (森林整備課) … 972
- 保安林の指定施業要件を変更する旨の通知…………… ( ) … 972
- 都市計画事業の事業計画の変更認可…………… (都市整備課) … 972
- 指定障害児通所支援事業者の指定…………… (東予地方局地域福祉課) … 972
- 指定障害福祉サービス事業者の指定…………… ( ) … 973
- 建設業者の許可の取消し(2件)…………… (中予地方局管理課、南予地方局管理課) … 973

---

告 示

---

○愛媛県告示第1066号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和7年12月19日

愛媛県知事 中村時広

1 解除に係る保安林の所在場所

松山市由良町乙274の4、乙274の5、乙275の1、乙279の3、乙279の4、乙281

2 保安林として指定された目的

魚つき

3 解除の理由

指定理由の消滅

○愛媛県告示第1067号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和7年12月19日

愛媛県知事 中村時広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東温市河之内六右衛門地蔵乙1357の1、乙1357の2、カレキガ采乙1358の1、1358の10

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び東温市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1068号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、宇和島都市計画下水道事業宇和島公共下水道(宇和島市施行)の事業計画の変更を次のように認可した。

令和7年12月19日

愛媛県知事 中村時広

1 事業施行期間

昭和59年2月14日から

令和12年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

○愛媛県告示第1069号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和7年12月19日

愛媛県東予地方局長 河上芳一

事業者番号	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者			指 定 障 害 児 通 所 支 援 の 種 類	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 所		指 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3850200597	株式会社リレック	愛媛県今治市唐子台東3丁目2番地10	渡邊 美樹子	児童発達支援	多機能型事業所 なあれ	愛媛県今治市郷六ヶ内町1丁目3-5	令和7年11月1日
3850200597	株式会社リレック	愛媛県今治市唐子台東3丁目2番地10	渡邊 美樹子	放課後等デイサービス	多機能型事業所 なあれ	愛媛県今治市郷六ヶ内町1丁目3-5	令和7年11月1日

3850200605	一般社団法人 泰樹会	愛媛県今治市喜田村4丁目10番35号	谷 口 和 俊	放課後等デイサービス	放課後等デイサービスサニー	愛媛県今治市横田町一丁目3番25号	令和7年11月1日
3850600473	一般社団法人N i C O plus	愛媛県西条市神拝甲247番地2	小 野 真 理	児童発達支援	重症児者ケアスマイルデイ Ohana	愛媛県西条市喜多川175-1 フルーブD	令和7年11月1日
3850600473	一般社団法人N i C O plus	愛媛県西条市神拝甲247番地2	小 野 真 理	放課後等デイサービス	重症児者ケアスマイルデイ Ohana	愛媛県西条市喜多川175-1 フルーブD	令和7年11月1日
3850600473	一般社団法人N i C O plus	愛媛県西条市神拝甲247番地2	小 野 真 理	保育所等訪問支援	重症児者ケアスマイルデイ Ohana	愛媛県西条市喜多川175-1 フルーブD	令和7年11月1日

## ○愛媛県告示第1070号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和7年12月19日

愛媛県東予地方局長 河上芳一

事業者番号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者			指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810601009	合同会社Breakthrough. VENUS	愛媛県松山市南梅本町62番地8	清水 俊範	居宅介護	Breakthrough. VENUS	愛媛県西条市上市甲517-1	令和7年11月1日
3810601009	合同会社Breakthrough. VENUS	愛媛県松山市南梅本町62番地8	清水 俊範	重度訪問介護	Breakthrough. VENUS	愛媛県西条市上市甲517-1	令和7年11月1日
3810601017	一般社団法人N i C O plus	愛媛県西条市神拝甲247番地2	小 野 真 理	生活介護	重症児者ケアスマイルデイ Ohana	愛媛県西条市喜多川175-1 フルーブD	令和7年11月1日

## ○愛媛県告示第1071号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和7年12月19日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-6)第19217号	令和6年12月24日	(株)kiss	明闇 一博	松山市畠寺3-11-28	令和7年11月7日	建築工事業、大工工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 鋼構造物工事業	建設業の廃止(一部)
(般-2)第17617号	令和2年11月10日	(株)送建コーポレーション	土居 俊博	松山市天山2-8-11	令和7年11月17日	とび・土工工事業 電気工事業 塗装工事業	建設業の廃止
(般-6)第12153号	令和7年1月14日	(株)ナカタ	中田 誠保	松山市余戸南2-2-28	令和7年11月18日	土木工事業 とび・土工工事業 鋼構造物工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	建設業の廃止(一部)
(特-7)第1517号	令和7年8月1日	(株)広田建設	成田 輝彦	伊予郡砥部町総津583	令和7年11月26日	土木工事業	建設業の廃止(一部)
(特-4)第7951号	令和4年11月30日	(株)洋武建設	永木 克治	伊予郡砥部町五本松322	令和7年11月26日	建築工事業、大工工事業 左官工事業、屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 鉄筋工事業、板金工事業 ガラス工事業、防水工事業 内装仕上工事業 熱絶縁工事業、建具工事業	建設業の廃止(一部)
(般-6)第19247号	令和7年3月13日	松栄工業	NGOKIM THONG	松山市星岡2-18-17	令和7年11月28日	とび・土工工事業	建設業の廃止

## ○愛媛県告示第1072号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和7年12月19日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-3)第579号	令和4年2月21日	河野産業(貸)	河野 雅光	宇和島市朝日町1-1-27	令和7年11月14日	建築工事業	建設業の廃止
(特-4)第2298号	令和4年9月14日	株山下建設	山下 裕一	西予市野村町四郎谷1-864-1	令和7年11月18日	造園工事業	建設業の廃止(一部)